

日薬連発第755号
2020年11月13日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会
安全性委員会 委員長
滝田 諭

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に関する意見の募集について

日本製薬団体連合会(以下、日薬連) 安全性委員会では、2020年11月6日(金)から開始されました標記意見募集のうち、以下の添付文書の電子化関連事項について、厚労省に意見を提出する予定でおります。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ○ 添付文書の電子化(容器等への符号等の記載関係) | 概要 p9-10 |
| ○ 添付文書の電子化(対象となる医薬品及び医療機器関係) | 概要 p10-11 |
| ○ 添付文書の電子化(注意事項等情報の公表等関係) | 概要 p11 |
| ○ 添付文書の電子化(生物由来製品の特例関係) | 概要 p11 |

この機会に、安全性委員会としての意見提出を希望される方から幅広く意見を募らせていただきます。つきましては、団体毎に意見を取りまとめ、添付のエクセルフォーマットに入力の上、12月4日(金)までに日薬連事務局(sa-info@fpmaj.gr.jp)までメールにてご提出をお願いいたします。

なお、以下ご留意お願いいたします。

- * 提出していただく意見は日本語に限ります。
- * お寄せいただいた意見について、個別の回答はいたしかねます。
また、お寄せいただいた意見について、公表、あるいはQ&A等に盛り込ませていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- * 以下に該当するような場合、安全性委員会の意見として採用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 本案に関係のないご意見
 - 添付文書電子化に関連しないご意見
 - 趣旨が不明確なご意見、等
- * 可能な限り、11月16日の製薬協説明会を聴講、あるいは厚労省・PMDA公表資料を確認の上、ご意見提出をお願いします。

以上

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について（概要）

1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係省令について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「薬機則」という。）の一部改正

○ 許可等業者に対する法令遵守体制の整備の義務付け等

＜許可等業者が置くものとされている管理者等が行う業務及び遵守すべき事項＞

- 改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「改正後薬機法」という。）（第 8 条第 3 項、第 17 条第 4 項、同条第 9 項、同条第 14 項、第 23 条の 2 の 14 第 4 項、同条第 9 項、同条第 14 項、第 23 条の 34 第 4 項、同条第 9 項、第 29 条第 3 項、第 31 条の 3 第 3 項、第 36 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 40 条の 3 及び第 40 条の 7 第 1 項）により規定された、医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品等」という。）、医療機器及び体外診断用医薬品（以下この項において「医療機器等」という。）並びに再生医療等製品の製造販売、製造、販売等を行う者（以下「許可等業者」という。）が改正後薬機法上置くものとされている総括製造販売責任者等の管理者等が行う業務及び遵守すべき事項はそれぞれ以下のとおりとすること。

許可等業者名	管理者等が行う業務	管理者等が遵守すべき事項
医薬品等、医療機器等又は再生医療等製品の製造販売業者	総括製造販売責任者が行う業務 <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 136 号）（医療機器等総括製造販売責任者においては医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号））により総括製造販売責任者が行うこととされている業務 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成 16 	総括製造販売責任者が遵守すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 品質管理及び製造販売後安全管理（医療機器等総括製造販売責任者においては製造管理を含む。）に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。 総括製造販売責任者が製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを 5 年間保存すること。 品質管理に関する業務の責任者及び製造販売後安全管理に関する業務の責任者との相互の密接な連携を図ること。

	<p>年厚生労働省令第 135 号) により総括製造販売責任者が行うこととされている業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守体制の整備の一環として明確化された総括製造販売責任者が有する権限に係る業務 	
<p>医薬品等、医療機器等又は再生医療等製品の製造業者</p>	<p>医薬品製造管理者が行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 179 号) により医薬品製造管理者が行うこととされている業務 <p>再生医療等製品製造管理者が行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 93 号) により再生医療等製品製造管理者が行うこととされている業務 <p>医薬部外品等責任技術者、医療機器責任技術者及び体外診断用医薬品製造管理者が行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。 ・品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。 <p>全ての上記製造管理者又は責任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守体制の整備の一環として明確化された上記製造管理者又は責任技術者が有する権限に係る業務 	<p>医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者、医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者及び再生医療等製品製造管理者が遵守すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。 ・上記製造管理者又は責任技術者が製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを 5 年間保存すること。
<p>薬局、店舗販売業者、配置販売業者又は卸売販売業者</p>	<p>薬局の管理者、店舗管理者、区域管理者及び医薬品営業所管理者の行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の試験検査及び試験検査の結果の確認(区域管理者を除く。) ・薬局、店舗、区域又は営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿の 	<p>薬局の管理者、店舗管理者、区域管理者及び医薬品営業所管理者が遵守すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の監督、医薬品その他の物品等の管理、その他業務に関する必要な注意をすること。

	<p>記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定生物由来製品に関する記録の保存（薬局の管理者に限る。） ・法令遵守体制の整備の一環として明確化された上記管理者が有する権限に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記管理者が薬局開設者又は販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを3年間保存すること。
<p>高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者、再生医療等製品販売業者又は医療機器修理業者</p>	<p>高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者及び医療機器修理責任技術者の行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の監督、製品その他の物品等の管理、その他業務に対し注意を払う業務 ・販売業者、貸与業者又は修理業者に対する書面による意見申述 ・法令遵守体制の整備の一環として明確化された上記営業所管理者又は修理責任技術者が有する権限に係る業務 	<p>高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者及び医療機器修理責任技術者が遵守すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。 ・上記営業所管理者又は責任技術者による販売業者、貸与業者又は修理業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを3年間保存すること。

<許可等業者が講ずべき法令遵守体制を確保するための措置>

- ・改正後薬機法（第9条の2第1項各号、第18条の2第1項各号、同条第3項各号、第23条の2の15の2第1項各号、同条第3項各号、第23条の35の2第1項各号、同条第3項各号、第29条の3第1項各号、第31条の5第1項各号、第36条の2の2第1項各号、第40条第1項、同条第2項、第40条の3第1項及び第40条の7第1項）により厚生労働省令により定めることとされた許可等業者に係る法令遵守体制の確保のために講ずべき措置について以下のとおりとすること。

許可等業者名	許可等業者が措置すべき事項
<p>医薬品等、医療機器等又は再生医療等製品の製造販売業者</p>	<p>①製造販売業者が明らかにすべき総括製造販売責任者の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証責任者、安全管理責任者その他の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者（医療機器等の製造販売業者については国内品質業務運営責任者、医療機器等安全管理責任者その他の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者。）に対する業務の指示及び監督に関する権限 ・品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置（製品の廃棄、回収、販売の停止、注意事項等情報の改訂、医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告等）の決定及び実施に関する権限 ・製造業者、外国製造業者その他製造に関する業務（試験検査等の業務を含む。）を行う者に対する管理監督に関する権限 ・上記のほか、品質管理及び製造販売後安全管理（医療機器等の製造販売業者については、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理。以下同じ。）に関する権限

	<p>限</p> <p>②製造販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして整備すべき体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成を行う体制 ・製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練及び評価を行う体制 ・業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制 ・製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制 ・上記のほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制 <p>③基準を遵守して品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与すべき者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括製造販売責任者 ・品質保証責任者（医療機器等の製造販売業者については、国内品質業務運営責任者） ・安全管理責任者 ・上記のほか、品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者 <p>④上記①から③までのほかに製造販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして定める措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。 ・薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。 ・製品の製造方法、試験検査方法その他の製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、製品について承認又は認証された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置 ・改正後薬機法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適正に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置 ・製造販売業者が医薬関係者に対して行う製品に関する情報提供が科学的及び客観的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、改正後薬機法第 66 条から第 68 条までに違反する広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置 ・上記のほか、上記②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
<p>医薬品等、医療機器等又は</p>	<p>①製造業者が明らかにすべき製造管理者又は責任技術者の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

<p>再生医療等製品の製造業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、製品の製造管理に関する権限 <p>②製造業者の業務の適正を確保するために必要なものとして整備すべき体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成を行う体制 ・製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練及び評価を行う体制 ・業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制 ・製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制 ・上記のほか、製造業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制 <p>③（医薬品等の製造業者及び再生医療等製品の製造業者において）基準を遵守して品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与すべき者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品製造管理者 ・医薬部外品等責任技術者 ・再生医療等製品製造管理者 ・上記のほか、製品の製造管理に関する業務に従事する者 <p>④上記①から③までのほか、製造業者の業務の適正な遂行に必要なものとして定める措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者の従業員に対して法令遵守のための指針を示すこと。 ・薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。 ・製品の製造方法、試験検査方法その他の製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、当該情報の製造販売業者（医療機器等の製造業者においては外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者を含む。）に対する連絡その他の必要な措置 ・上記のほか、上記②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
<p>薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者又は卸売販売業者</p>	<p>①薬局開設者又は販売業者が明らかにすべき管理者の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局、店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）に勤務する薬剤師、登録販売者その他の店舗等に関する業務に従事する者（配置販売業においては配置員その他配置販売に関する業務に従事する者）に対する業務の指示及び監督に関する権限 ・上記のほか、店舗等の管理（配置販売業においては区域の管理）に関する権限 <p>②薬局開設者又は販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして整備</p>

	<p>すべき体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設者又は販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成を行う体制 ・薬局開設者又は販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練及び評価を行う体制 ・業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制 ・薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制 ・上記のほか、薬局開設者又は販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の薬局開設者又は販売業者の業務の適正を確保するための体制 <p>③上記①及び②のほかに薬局開設者又は販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして定める措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対して法令遵守のための指針を示すこと。 ・薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。 ・複数の薬局開設又は販売の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての店舗等（配置販売業者においては全ての区域）において法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置（この場合に、薬局開設者又は販売業者を補佐する者を置くときは、その者が有する権限を明らかにする等必要な措置を含む。） ・医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、薬局開設者又は販売業者の医薬品の購入等に関する記録等の義務が履行されるために必要な措置 ・上記のほか、上記②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
<p>高度管理医療機器又は管理医療機器の販売業者又は貸与業者、再生医療等製品の販売業者又は医療機器の修理業者</p>	<p>①販売業者、貸与業者又は修理業者（以下「販売業者等」という。）が明らかにすべき営業所管理者（医療機器修理業においては修理責任技術者）の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所に関する業務（医療機器修理業においては修理に関する業務）に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限 ・上記のほか、営業所の管理（医療機器修理業においては修理の管理）に関する権限 <p>②販売業者等の業務の適正を確保するために必要なものとして整備すべき体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成を行う体制 ・販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練及び評価を行う体制 ・業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制 ・販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督する

	<p>ために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、販売業者等の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の販売業者等の業務の適正を確保するための体制 <p>③上記①及び②のほか販売業者等の業務の適正な遂行に必要なものとして定める措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。 ・薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。 ・上記のほか、上記②に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
--	---

○ 提出資料の簡素化とそれに伴う様式の改正

- ・ 改正法により「薬事に関する業務に責任を有する役員」が規定されたことに伴い、業許可の申請書等において、従来「業務を行う役員」とされていた箇所を改める等所要の改正を行う。
- ・ 申請者の業務負担を減らすため、原則診断書及び疎明書の添付をなくし、様式上で「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」及び「精神の機能の障害」により「業務を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行うこととする。
- ・ 診断書については、欠格条項に該当するおそれがある場合にのみ、添付を求めるものとする。
- ・ あわせて、改正法により欠格条項として規定された「業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者」の確認欄を様式上新設する。

○ 製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の手続等

- ・ 特に厳重な品質管理や有効期限等の管理が求められるため登録によっては行うことができない保管として最終製品、生物学的製剤等の保管を規定する。
- ・ 保管のみを行う製造所に係る登録の申請書の様式等について規定する。
- ・ 保管のみを行う製造所に係る登録証並びに書換え交付、再交付及び更新の申請書について、様式等を定める。
- ・ 保管のみを行う製造所に係る登録台帳の記載事項を定める。
- ・ 医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の手続等について、様式等を定めるとともに、準用規定を整備する。

○ 承認事項の軽微な変更を届出で行うことができる範囲

- ・ 国際的な規制との整合性をとる観点から、医薬品等の製造販売の承認事項の変更について、厚生労働大臣の承認が不要な軽微な変更でない変更を掲げる規定から、医薬品等の「規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更」を削除する。

- 製造業者の申請に基づき製造工程の区分ごとに行う医薬品等適合性調査（以下「医薬品等区分適合性調査」という。）に係る手続等
 - ・ 医薬品等区分適合性調査について、申請書及び結果の通知書の様式等並びに確認台帳の記載事項を規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 14 条第 1 項の承認を受けた者は、承認を受けた医薬品等の製造業者に対し、医薬品等区分適合性調査等に関し報告又は資料の提出を求めることができる規定を整備する。
 - ・ 医薬品等基準確認証の交付の様式等並びに書換え交付及び再交付の申請書の様式について規定する。

- 製造業者の申請に基づき製造工程の区分ごとに行う再生医療等製品適合性調査（以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。）に係る手続等
 - ・ 再生医療等製品区分適合性調査について、申請書及び結果の通知書の様式等並びに確認台帳の記載事項を規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 23 条の 25 第 1 項の承認を受けた者は、承認を受けた再生医療等製品の製造業者に対し、再生医療等製品区分適合性調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる規定を整備する。
 - ・ 再生医療等製品基準確認証の交付の様式等並びに書換え交付及び再交付の申請書の様式について規定する。

- 医薬品等の変更計画に係る手続等
 - ・ 医薬品等の変更計画の確認の申請手続並びに当該確認を受けることができる変更として、成分及び分量又は本質（有効成分を除く。）、製造方法、貯蔵方法及び有効期間、規格及び試験方法、製造販売する品目の製造所、原薬の製造所等の変更を規定する。
 - ・ 医薬品等の変更計画の確認において、製造管理又は品質管理の方法が基準に適合している旨の確認（以下「医薬品等変更計画適合性確認」という。）を受けなければならない場合として、届出により承認事項の一部変更を行うことができる軽微な変更以外のもの及び適合性調査を行わずに承認事項の一部変更を行うことができる製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更以外のものを規定する。
 - ・ 変更計画の変更が軽微な変更であるときは、改正後薬機法第 14 条の 7 の 2 第 1 項の変更計画の変更の確認を届け出ることができることを規定する。
 - ・ 医薬品等変更計画適合性確認の申請手続等を規定する。
 - ・ 変更計画に従った変更の届出手続等を規定する。

- 再生医療等製品の変更計画に係る手続等
 - ・ 再生医療等製品の変更計画の確認の申請手続並びに当該確認を受けることができる変更として、形状、構造、成分、分量又は本質（構成細胞又は導入遺伝子を除く。）、製造方法、規格及び試験方法、貯蔵方法及び有効期間、製造販売する品目の製造所等の変更を規定する。
 - ・ 再生医療等製品の変更計画の確認において、製造管理又は品質管理の方法が基準に適合

している旨の確認（以下「再生医療等製品変更計画適合性確認」という。）を受けなければならない場合として、届出により承認事項の一部変更を行うことができる軽微な変更以外のもの及び適合性調査を行わずに承認事項の一部変更を行うことができる製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更以外のものを規定する。

- ・ 変更計画の変更が軽微な変更であるときは、改正後薬機法第 23 条の 32 の 2 第 1 項の変更計画の変更の確認を届け出ることができることを規定する。
- ・ 再生医療等製品変更計画適合性確認の申請手続等を規定する。
- ・ 変更計画に従った変更の届出手続等を規定する。

○ 添付文書の電子化（容器等への符号等の記載関係）

- ・ 改正後薬機法第 52 条第 1 項に規定する符号について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページを閲覧するために必要なバーコード又は 2 次元コードとする。

なお、具体的なバーコードシンボル又は 2 次元コードシンボルは、以下の事由を勘案し、GTIN（GS 1 が推進する国際標準の商品識別コード。以下「GS 1 コード」という。）とする予定である。

※ GS 1 コードは、世界 150 国以上で使用されており、国際的な標準規格である。国内においても、医療用医薬品、医療機器（専ら家庭で使う医療機器を除く。）とともに、販売包装単位においてほぼ 100% の表示率となっている。また、調剤包装単位（アンプルー本単位・PTP シート等）においても GS 1 の表示が進められている。

国内の医療現場においては、既に医療安全やトレーサビリティの観点から、GS 1 コードの利活用が進められているケースも存在しており、GS 1 コードは、医療現場での取り違い防止や回収ロットの特定など医療安全等において有用なツールである。

他方、GS 1 コードを読み込むために必要となるアプリケーションは、QR コードを読み込むために必要となるアプリケーションほどには普及していない。

このため、GS 1 コードを読み込むために必要となるアプリケーションについては、産業界等が開発しているアプリケーションを無償で提供するとともに、産業界等と連携し、現場での普及活動を進めて行く予定である。

- ・ 一部の医薬品、医療機器及び再生医療等製品について、以下のとおり例外等を設ける。

ア 医薬品

(ア) 以下の医薬品について、これに添付する文書（以下「添付文書」という。）に符号が記載されている場合には、当該符号が当該医薬品の容器又は被包（以下「容器等」という。）に記載されていることを要しないこととする。

- ① 容器等の記載場所の面積が狭いため符号を記載することができない医薬品
- ② 使用状況から容器等に符号を記載することが適当でない医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品

(イ) 製造専用医薬品

添付文書又はその容器等に、注意事項等情報（改正後薬機法第 68 条の 2 第 2 項に定める事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合には、当該製造専用医薬品の容器等に、符号が記載されていることを要しないこととする。

(ウ) 調剤専用医薬品

当該医薬品の分割販売の相手方である薬局開設者が所持している薬機則第 216 条第 1 項に規定する文書又は容器等に当該医薬品に関する符号又は注意事項等情報が記載されている場合は、当該医薬品については改正後薬機法第 52 条第 1 項の規定は適用しないこととする。

イ 医療機器

(ア) 以下の医療機器について、添付文書に符号が記載されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器等に記載されていることを要しないこととする。

- ① 医療機器の容器等の記載場所の面積が狭いため符号を記載することができない医療機器
- ② その構造及び性状により容器等に収めることのできない医療機器（電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。）

(イ) 医療機器プログラムを記録した記録媒体

符号を当該医療機器プログラムの記録媒体の容器等に記載するほか、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、注意事項等情報を記録した電磁的記録を当該記録媒体に記録し、又は当該記録媒体とともに当該電磁的記録を提供しなければならないこととする。

(ウ) 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラム

符号の記載は、以下の方法により注意事項等情報が当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供されることをもってこれに代えることができることとする。

- ① 当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者に対して電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムを提供する前に、注意事項等情報を提供すること。
- ② 当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、注意事項等情報を記録した電磁的記録を当該医療機器プログラムとともに提供すること。

(エ) 製造専用医療機器

添付文書又はその容器等に注意事項等情報が記載されている場合には、当該製造専用医療機器の容器等に符号が記載されていることを要しないこととする。

ウ 再生医療等製品

(ア) 容器等の記載場所の面積が狭いため符号を記載することができない再生医療等製品について、添付文書に符号が記載されている場合には、当該再生医療等製品の容器等に符号が記載されていることを要しないこととする。

(イ) 製造専用再生医療等製品

添付文書又はその容器等に注意事項等情報が記載されている場合には、当該製造専用再生医療等製品の容器等に符号が記載されていることを要しないこととする。

○ 添付文書の電子化（対象となる医薬品及び医療機器関係）

- ・ 添付文書又はその容器等への使用及び取扱い上の必要な注意等の記載を引き続き要する医薬品は、要指導医薬品、一般用医薬品、薬局製造販売医薬品とする。

- ・ 添付文書又はその容器等への使用及び取扱い上の必要な注意等の記載を引き続き要する医療機器は、主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器とする。

※主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器の例
家庭用電気治療器、家庭用磁気治療器、補聴器、はり又はきゅう用器具、
歯科用接着充填材料、月経処理用タンポン等

○ 添付文書の電子化（注意事項等情報の公表等関係）

- ・ 改正後薬機法第68条の2第1項の規定による公表は、機構のホームページを使用する方法により行うものとする。
- ・ 改正後薬機法において、注意事項等情報の届出に関する規定について、一部の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の安全対策としての位置付けを明確にするため、規定位置を移動したことに伴い、薬機則においても規定位置を移動する。
- ・ 添付する文書又は容器等に注意事項等情報が記載されている製造専用医薬品、製造専用医療機器、製造専用再生医療等製品について、注意事項等情報の公表を不要とする例外を規定する。
- ・ 改正後薬機法第68条の2の2の規定により一部の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者が整備しなければならない体制は、以下の体制とする。
 - ア 一部の医薬品、医療機器及び再生医療等製品を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は医療機器プログラムを初めて電気回線を通じて提供を受けようとする薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、注意事項等情報を提供するために必要な体制
 - イ 一部の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の注意事項等情報を変更した場合に、当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、速やかに注意事項等情報を変更した旨を情報提供するために必要な体制

○ 添付文書の電子化（生物由来製の特例関係）

生物由来製品については添付文書又はその容器等の記載事項に関する特例があるところ、上記の添付文書の電子化に関する改正と同内容の改正を行う。

○ 総括製造販売責任者の基準

- ・ 医薬品の総括製造販売責任者の基準として、以下を規定する。
 - ア 医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
 - イ 第一種医薬品製造販売業許可の場合は、医薬品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務その他これに類する業務に3年以上従事した者であること。
- ・ 改正後薬機法第17条第1項第2号又は改正後薬機法第23条の2の14第1項第2号に該当する場合であって、総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くことがで

きる場合について、以下のとおり規定する。

ア 医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、総括製造販売責任者として薬剤師を置くことが著しく困難であると認められるときは、以下の要件を満たす者を置くことができる。

- ① 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- ② 厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

イ 総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くことができるのは、当該技術者を置いた日から起算して5年とする。

ウ 医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く場合には、以下の措置を講ずる必要があることとする。

- ① 総括製造販売責任者を補佐する者として薬剤師を置くこと
- ② 総括製造販売責任者として薬剤師を置くために必要な措置

- ・ 総括製造販売責任者の許可申請や総括製造販売責任者の変更の届出の手続について、総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときの理由を記載した書類や総括製造販売責任者として改正後薬機法第17条第2項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画その他の添付書類や届出事項等の追加等を行う

○ 医療用ガス類に係る医薬品の総括製造販売責任者及び製造管理者の例外の拡大

総括製造販売責任者又は製造管理者として薬剤師以外の技術者を置くことができる医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品について、厚生労働大臣が指定することとする。

具体的には、今後、厚生労働大臣告示において、これまでに指定されていた酸素、二酸化炭素等に加えて、エチレンオキサイド（「エチレンオキサイド」、「エチレンオキサイドに二酸化炭素又はフロンを加えた混合ガス」）等を指定する予定である。

○ 医療機器等の製造販売後安全対策業務の再委託等の拡大

- ・ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が、他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者に、医療機器又は体外診断用医薬品を販売等する場合において、当該医療機器又は体外診断用医薬品に関する製造販売後安全管理業務を販売等の相手方である製造販売事業者へ委託する場合は、受託者は、当該製造販売後安全管理業務のうち、薬機則第114条の59第1号から第3号までに規定する業務について、再委託することができることとする。
- ・ 再生医療等製品の製造販売事業者が、他の再生医療等製品の製造販売業者に、再生医療等製品を販売等する場合において、当該再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を販売等の相手方である製造販売業者に委託する場合は、受託者は、当該製造販売後安全管理業務のうち、薬機則第137条の59第1号から第3号までに規定する業務について、再委託することができることとする。
- ・ 再生医療等製品の製造販売業者が再生医療等製品の機械器具等とのコンビネーション製品に関する製造販売後安全管理業務を委託する場合の委託の相手方として、医療機器の製造販売業者を追加する。

- 課徴金制度に係る手続
 - ・ 改正後薬機法第 75 条の 5 の 2 第 2 項の「厚生労働省令で定める措置」について、課徴金対象行為に係る医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に応じて必要と認められる方法により、医薬関係者若しくは一般人又はその双方に周知する措置として規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 75 条の 5 の 4 の規定による報告の報告書の様式等について規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 75 条の 5 の 5 第 8 項の規定による変更の処分を行った場合の、当該処分に係る文書への記載事項及び課徴金の減額調整の手続について規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 75 条の 5 の 11 第 1 項の督促状の送達について規定する。
 - ・ 改正後薬機法第 75 条の 5 の 12 第 1 項の規定による課徴金納付命令の執行の命令について整備する。

- その他所要の改正を行う。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成 12 年厚生省令第 63 号）の一部改正

- 調査手数料の減額規定
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）について、実地の調査を行う際の調査手数料について、見直しが見込まれているところ、複数の品目又は区分について実地の調査を行う場合の、調査手数料の重複分に係る減額規定を新設する。

- その他所要の改正を行う。

(3) その他、以下の法令について所要の改正を行う。

- ・ 薬局構造設備規則（昭和36年厚生省令第 2 号）
- ・ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第 3 号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第28号）
- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第135号）
- ・ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）
- ・ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）
- ・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）
- ・ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）

)

- ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第110号）
- ・ 臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）

3 根拠法令

- ・ 改正後薬機法第13条の2の2第1項、第14条の2第1項、第14条の7の2第1項、第17条等
- ・ 薬機令第23条、第26条の3、第32条の3等
- ・ 手数料令第9条の2第1号、第32条第8項等

4 施行期日等

公布日 : 令和2年1月下旬（予定）

施行期日 : 令和3年8月1日